

熱海市観光振興条例をここに公布する。

令和3年6月28日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第13号

熱海市観光振興条例

(目的)

第1条 この条例は、観光振興が将来にわたる持続的な本市の地域社会及び経済社会の発展に極めて重要であることに鑑み、観光振興について、基本理念を定め、並びに市の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、歴史的風土、歴史的又は文化的価値の高い建造物、優れた食文化、魅力ある人材その他の観光の対象となる資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関連する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者で構成する団体その他の観光に関連する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び市民をいう。
- (5) 広域観光組織 複数の地方公共団体、観光事業者又は観光関係団体で構成する観光に関連する活動を行う組織をいう。

(基本理念)

第3条 観光振興は、本市に存在する多様な観光資源の特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

- 2 観光振興に関する施策は、市民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の発展を通じて観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 3 観光振興に関する施策は、観光産業が様々な産業に幅広く波及効果をもたらす産業であり、かつ、将来にわたる本市経済の発展に重要な役割を担う産業であるとの認識の下に講ぜられ

なければならない。

- 4 観光振興に関する施策は、国内外からの観光旅行の拡大が、市民の地域の観光資源に対する理解又は国際相互理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 5 観光振興に関する施策を講ずるに当たっては、国、県及び他の地方公共団体、観光事業者等並びに広域観光組織による相互の連携が確保されるよう配慮しなければならない。
- 6 観光振興に関する施策を講ずるに当たっては、将来にわたる持続的な観光振興を図ることの重要性に鑑み、地域資源の維持及び保全が図られるよう配慮されなければならない。
- 7 観光振興に関する施策は、観光事業者等の自主的な取組が促進されることを旨として講ぜられなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、観光事業者等の自主的な観光振興に関する取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、観光事業者等及び広域観光組織との連携の確保に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良質なサービスの提供に努め、観光旅行者の需要の高度化への対応を図ることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、その活動に当たっては、相互に連携を図りつつ、観光に関する情報の提供等に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、市が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の維持及び保全に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、観光振興の重要性について関心と理解を深めるとともに、市が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光基本計画)

第8条 市長は、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興に関する基本的な計画（以下「観光基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、観光基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ関係機関の意見を聴かなければならない。

4 市長は、観光基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、観光基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第9条 市は、魅力ある観光地の形成を図るため、市内の魅力の向上、観光資源を活かしたまちづくりの実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光資源の有効利用に努めるとともに、多様な媒体を通じた本市の観光情報に関する広報宣伝、観光旅行者の行動の分析又は満足度を把握するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、観光旅行者の市内における回遊性を高めるため、良好な街並みの景観の形成、快適な歩行空間の整備、利便性の高い交通システムの構築その他必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、持続可能な観光地の形成を図るため、観光事業者等の競争力を強化するための施策を講ずるとともに、専門性を有し、機動的な施策展開が可能な体制を構築するものとする。

5 市は、観光振興に関する施策の推進に当たっては、観光資源の有効な活用、国内外からの観光旅行者の来訪の促進等を図るため、国、県及び他の地方公共団体、観光事業者等並びに広域観光組織との連携を図るものとする。

6 市は、観光振興に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行者数に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 市は、観光事業者等と連携し、及び協働して、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(施策の検証)

第11条 市長は、観光振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光振興に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、観光振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。